

令和8年度インターネット広報業務委託に係る公募型企画コンペ
質問及び回答一覧(R7.12.19現在)

項目	内容	回答
1 評価基準 別紙2 「④広報コンテンツの著名性」	評価基準において「出演者やキャラクターが著名であり」とありますが、想定される「著名」の定義や基準はありますでしょうか(例:SNSフォロワー数〇万人以上、名古屋市ゆかりの人物など)。または、提案者がターゲット層に合わせて選定したインフルエンサー等であれば評価対象となりますでしょうか。	特に基準はありません。提案者がターゲット層に合わせて選定したインフルエンサー等であれば評価対象といたします。
2 仕様書(案)3ページ 6(4)	成果物の二次使用料は委託金額に含まれるとありますが、これは契約期間終了後も市が「無期限・無償」で使用できることを許諾するものという理解でよろしいでしょうか。出演者(タレント等)との契約において使用期間の設定が必要となるため、ご教示ください。	成果物の二次使用について、許諾を義務付けるものではありませんが、もし許諾する場合は委託金額に含めるようにしてください。
3 仕様書(案)1ページ 5(1)	「20テーマ以上」の制作について、「縦型動画」と「マンガ」の割合に指定はありますでしょうか(例:動画10本・マンガ10本など)。あるいは、効果的であればどちらかに偏っても問題ないでしょうか。	「縦型動画」・「マンガ」どちらか一方のみでも問題ありません。混在する提案の場合、「縦型動画」・「マンガ」の割合に指定はありません。
4 仕様書(案)2ページ 5(3)イ	Instagram広告の課金形態は「原則インプレッション(imp)での課金」とありますが、運用成果(クリック率やエンゲージメント)を最大化するために、運用の過程で「クリック課金」等の他手法を併用・調整することは可能でしょうか。	企画コンペの提案書においては、仕様書に沿った内容でご提案ください。委託金額内で追加提案としてご提案に含めていただければ幸いです。